

岡山県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）に基づく居宅介護職員初任者研修等を行う事業者（以下「事業者」という。）の指定について、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、居宅介護事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(課程)

第2条 事業者が実施する居宅介護職員初任者研修等における各課程は、居宅介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修課程」という。）、障害者居宅介護従業者基礎研修課程（以下「基礎研修課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程（以下「重度訪問介護基礎課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修追加課程（以下「重度訪問介護追加課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修統合課程（以下「重度訪問介護統合過程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（以下「重度訪問介護行動障害課程」という。）の6課程とする。

2 研修の趣旨及び内容は次のとおりとする。

課程	趣旨及び内容
初任者研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的とする。
基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的とする。
重度訪問介護基礎課程	重度の肢体不自由者であって常時介護を必要とする障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的とする。
重度訪問介護追加課程	重度訪問介護基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的とし、基礎課程を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、重度訪問介護基礎課程と重度訪問介護追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りでない。）
重度訪問介護統合課程	重度訪問介護基礎課程、重度訪問介護追加課程及び社会福祉士及び介護福祉法施行規則（昭和62年厚生省令49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（以下「基本研修」という。）を統合したものとして、重度訪問介護に関する包括的な知識及び技術を習得することを目的とする。

	<p>する。</p> <p>なお、基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等にもとづいて行うものとする。</p>
<p>重度訪問介護 行動障害課程</p>	<p>重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。</p>

3 研修の修業年限は各課程につき次のとおりとする。

課程	研修期間
初任者研修課程	原則として8月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内として差し支えない。
基礎研修課程	原則として4月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内として差し支えない。
重度訪問介護 基礎課程	原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。
重度訪問介護 追加課程	<p>原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。</p> <p>また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合には、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。</p>
重度訪問介護 統合課程	原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
重度訪問介護 行動障害課程	原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。

(指定の要件)

第3条 知事は、次の各号に掲げる事項に適合すると認めるときに限り、事業者としての指定（以下「指定」という。）をするものとする。

- (1) 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (2) 事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 研修カリキュラムについては、原則として、別紙1に定める内容以上であること。ただし、地

域性、受講者の希望等を考慮し、必要な教科及び時間数を追加しても差し支えないものとする。

なお、初任者研修課程及び基礎研修課程におけるカリキュラムは、それぞれ介護職員初任者研修課程及び旧訪問介護員養成研修の3級課程に準じて作成したものであるから、必要に応じ障害者に適応するものに読み替え、必要に応じ障害者に特化したカリキュラムを別途設けるなどの配慮を行うことが望ましい。

また、カリキュラムに定める時間数は実時間数であり、別途適切な休憩時間を設けること。

- (4) 講義、演習及び実習を担当する講師について、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
- (5) 事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保されていること。
- (6) 適切な実習施設との連携により、実習が適切に行われるよう実習計画が定められていること。
- (7) 修了証明書、修了者台帳及び出席簿等に関する書類の管理が確実に行われること。
- (8) 毎年度継続的に研修事業を実施できること。
- (9) 講義を通信の方法によって行う場合は、次の基準に適合していること。
 - ア 添削指導及び面接指導により適切な指導が行われること。
 - イ 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
 - ウ 面接指導の時間数は、基礎研修課程に係るものにあつては3以上、重度訪問介護追加課程、重度訪問介護統合課程にあつては1以上であること。
 - エ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。
- (10) 県内において実施し、概ね県内居住者を研修の受講者とする募集であること。
- (11) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57条）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(指定の申請)

第4条 指定は、第2条第2項に掲げる研修の課程ごとに行うものとし、指定を受けようとする者は、原則として募集を行おうとする日の60日前までに、次に掲げる事項を記載した居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書（様式第1号）及び必要な添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあつては、主たる事業所の所在地及び対象地域）
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 学則等
- (5) 研修実施計画書（講義・演習）
- (6) 講義・実習指導者の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

- (7) 講義・実習に利用する施設の名称、所在地、設置者の氏名（法人にあつては、名称）及び設置者の承諾書並びに実習に利用する施設の利用計画
 - (8) 研修修了の認定方法
 - (9) 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
 - (10) 申請事業者の資産状況
 - (11) 申請事業者が法人であるときは、定款、その他の規約、法人格を有しない団体であるときは、目的、組織、運営方法などを記載した会則等
 - (12) 受講生募集に係る募集案内等（受講資格、受講定員、受講者負担金、使用テキスト）
 - (13) 誓約書
- 2 講義を通信の方法によって行う場合にあつては、前項に定める書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 添削指導に関する問題形式一覧及び添削指導日程
 - (2) 添削指導に関する問題集
 - (3) 解答用紙及びその模範解答集
 - (4) 面接指導の実施期間における講義室及び演習室使用承諾書

(科目の免除)

第5条 研修科目の免除の取り扱いについては、別紙2のとおりとする。

(指定の通知)

- 第6条 知事は、申請者及び事業の内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は前項の審査において相当と認めることができないときは、相当な期間を定めて申請の補正を求め、又は理由を付して申請を却下するものとする。

(事業計画の届出)

第7条 指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、毎年度又は研修ごとに、研修開始日の30日前までに、居宅介護職員初任者研修等事業計画書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(事業の実施)

- 第8条 事業者は、次の各号に定めるところにより、事業を実施するものとする。
- (1) 質の高い居宅介護職員等を養成するため、事業の質の向上及び充実に努めるものとする。
 - (2) 受講者の募集にあつては、誇大広告等により受講希望者に不当に期待をいだかせたり、それによって損害を与えないよう、実態と乖離のない正確な表示をすること。また、特に重度訪問介護基礎課程、重度訪問介護追加課程の受講者の募集にあつては、各サービスにおける従業者等の要件を的確に説明し、既に従業者等の要件を満たす者を受講させる等の齟齬を来さないよう、制度の内容について十分理解すること。

(3) 受講契約に際して、契約手続き及び受講料等の契約内容について、受講予定者に対し文書で事前に十分説明するものとする。

また、受講者からの苦情に対応するため相談の窓口を設置するとともに、受講者からの苦情があった場合には迅速かつ円満に解決に努めるものとする。

(4) 受講者に対し研修内容等を明示するため、次に掲げる各事項を明らかにした学則等を定め、公開するものとする。

ア 開講目的

イ 研修の名称

ウ 研修の実施期間

エ 研修の実施場所

オ 研修カリキュラム

カ 講師氏名

キ 受講資格、担当科目

ク 受講定員

ケ 募集方法、受講手続、受講者決定方法等（募集要領等）

コ 受講者負担金

サ 使用テキスト

シ 研修修了の認定方法

(5) 受講者の研修への出席状況、成績等受講者に関する状況を確実に把握し、保存するものとする。

(6) 研修カリキュラムの全日程を受講した者に対し、修了証明書（様式第7号）及び携帯用修了証明書（様式第8号）を交付するものとする。ただし、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められるものについては、当該課程研修時間数の概ね1割を上限とし、第2条第3項に定める研修期間内に補講の代替措置により当該科目に出席したものとみなすことができるものとする。また、指定研修事業者は、修了証書の交付を受けた者から紛失等による再交付の申出があった場合は、修了証書の再交付をするものとする。

(7) 研修修了者について、居宅介護職員初任者研修等修了者名簿（様式第6号）を2部作成し1部を管理するとともに、研修終了後、1部を知事に提出するものとする。

(8) 事業運営上知り得た受講者の秘密の保持に留意し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することがないように、適切に管理するものとする。

(9) 実習にあたって、実習施設等の利用者の健康、安全及び人権について最大限の配慮をするよう受講者を指導するとともに、実習において知り得た個人の秘密について、個人の権利利益を侵害することがないように受講者を指導するものとする。

(事業の変更、休止、再開又は廃止の申請)

第9条 指定研修事業者は、事業の内容を変更する場合は、居宅介護職員初任者研修等事業変更申請書（様式第3号）を、事業を休止、再開又は廃止する場合には、居宅介護職員初任者研修等事業（休止・再開・廃止）申請書（様式第4号）を、事前に知事に提出するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第10条 指定研修事業者は、研修ごとに事業終了後30日以内に居宅介護職員初任者研修等事業実績報告書(様式第5号)及び居宅介護職員初任者研修等修了者名簿(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(その他留意すべき事項)

第11条 指定研修事業者は、研修課程の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

2 指定研修事業者は、知り得た受講者等にかかる個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人にかかる個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

3 指定研修事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 指定研修事業者は、障害者及び高齢者等の人権を尊重し、信頼関係に基づいたサービスを提供することができる居宅介護従業者の養成に努め、研修運営全般において、人権に係る啓発について十分留意しなければならない。

(調査及び指導等)

第12条 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び指定研修事業者に対して、必要があると認める場合は、実地の調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認める場合は、事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 前項に定める改善指導について、改善が認められるまで、研修の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第13条 知事は、指定研修事業者が、次の事項のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

(1) 第3条に掲げるいずれかの指定要件に該当しないと認められる場合

(2) 事業者指定申請、事業計画又は実績報告等において虚偽の申請又は報告等があった場合

(3) 事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合

(4) 事業の実施に関し、不正な行為があった場合

(5) 第12条第1項に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合

(6) その他研修事業者として不適切と判断される場合

2 前項により指定の取消しを行った場合、その後改善が認められない限り、新たな指定を行わないものとする。

(聴聞の機会)

第14条 知事は、第12条第2項の研修事業の中止を命ずる場合及び第13条の指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

(関係書類の保存)

第15条 指定研修事業者は、受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類及び修了者台帳等、修了者に関する書類を保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

2 この要綱に定めのないものについては、事前に知事に協議するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過規定)

2 「岡山県居宅介護従業者養成研修等事業者指定要領（平成19年11月22日施行）（以下「旧要領」という。）」は廃止する。

3 この要綱の施行の際、現に旧要領に基づき指定を受けている事業者については、令和4年3月31日までの期間については、引き続き指定を受けたものとみなす。ただし、同日までに本要領に基づき改めて申請し、指定を受けなければその効力を失うものとする。